

## 第9期にっしん高齢者ゆめプラン策定について

### 1 策定の趣旨

- 老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉事業や介護保険事業について三年を一期とする計画を定めるもの。
- 令和5年度末で第8期計画期間が終了することから、令和6年度からの新たな計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ及び内容

- 計画の法的な位置づけ等は次のとおり。

計画名	第9期にっしん高齢者ゆめプラン (第9期日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)	
根拠規定	老人福祉法第20条の8	介護保険法第117条
内容	<p>(市町村老人福祉計画)</p> <p>第二十条の八 市町村は、<u>老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 市町村<u>老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。</u></p> <p>3 市町村<u>老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項</p> <p>二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項</p>	<p>(市町村介護保険事業計画)</p> <p>第一百七条 市町村は、<u>基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 市町村<u>介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>二 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>三 <u>被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止</u>及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、<u>市町村が取り組むべき施策</u>に関する事項</p> <p>四 前号に掲げる事項の目標に関する事項</p> <p>3 市町村<u>介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p> <p>二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策</p> <p>三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計</p> <p>四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項</p> <p>五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>

		<p>六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項</p> <p>七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項</p> <p>八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第五項に規定する登録住宅のそれぞれの入居定員総数</p> <p>九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、<b>居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項</b>、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項</p>
<p><b>勘案事項等</b></p>	<p>4 市町村は、第二項の目標を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。</p>	<p>4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。</p>

※他の法律、他の計画との整合について

○老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保を図る

○社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和を保つ

### 3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

#### 4 策定体制

○計画の策定にあたっては、次の2つの会議において委員から意見を聴くこととしている。

附属機関名	日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	日進市地域包括ケア検討会議
設置根拠	日進市附属機関の設置に関する条例	介護保険法第115条の48、日進市地域ケア会議設置要綱
所掌事項	<p>(1) 介護保険法第117条第1項の規定に基づく日進市介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく日進市高齢者福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 →地域密着型サービス運営部会で議論</p> <p>(3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。 →地域包括支援センター運営部会で議論</p>	<p>(介護保険法) (会議)</p> <p>第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない。</p> <p>2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</p> <p>(要綱) (所掌事務)</p> <p>第2条 地域ケア会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高齢者の課題解決及び個別支援を的確に実施するため、多職種が共同して個別ケースの支援内容を検討すること。</p> <p>(2) 地域の在宅介護に関する情報交換及び検討を行うとともに、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築をすすめること。</p> <p>(3) 地域課題の把握及び課題検討に関すること。</p> <p>※生活支援体制整備事業に関すること及び在宅医療・介護連携推進事業に関することについては、必要に応じてそれぞれの検討部会において集中的に議論する。</p> <p>①生活支援体制整備に関する検討部会 ②在宅医療・介護連携に関する検討部会</p>

○策定にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等5つのアンケート調査を実施  
(アンケートの概要については、「第9期にっしん高齢者ゆめプラン策定に向けたアンケート調査について」参照)

○広く市民から意見を伺うため、パブリックコメントを実施(令和6年1月頃)

## 5 今年度の計画検討の進め方について

○2つの会議（運営協議会、地域包括ケア検討会議）の開催時期（目安）は7月、10月、12月、3月とする。

開催月ごとの議題のイメージ

7月：計画全体像の提示、第1章・第2章

10月：第3章（・第4章）

12月：計画全体（パブリックコメント用）

3月：パブリックコメント結果報告、計画の承認

○会議日程については、各担当課とそれぞれの長とで調整して決めていく。

運営協議会、地域包括ケア検討会議の検討は平行して進めていくが、第4回については、地域包括ケア検討会議 ⇒ 運営協議会（最終決定）の順が望ましい。

○在宅医療・介護連携に関する検討部会については、在宅医療・介護連携推進事業に関する取組内容の案を検討するため、10月頃をめどに開催を予定

○会議資料は共通のものを基本とする。

## 6 第9期計画の全体像（イメージ）

第8期ゆめプラン	第9期ゆめプラン（イメージ）
第1章 計画策定の背景 I 基本的な考え方 II 計画期間 III 計画の位置づけ IV 日進市の現況 V 第7期計画の評価 VI アンケート調査の結果 VII 第8期計画における課題	第1章 計画策定の背景 I 基本的な考え方 II 計画期間 III 計画の位置づけ IV 日進市の現況 V 第8期計画の評価 VI アンケート調査の結果 VII 第9期計画における課題
第2章 計画の概要 I 基本理念 II 基本方針 III 基本目標 IV 圏域設定	第2章 計画の概要 I 基本理念 II 基本方針 III 基本目標 IV 圏域設定
第3章 具体的な取り組み I 施策体系 II 具体的施策 基本目標1 いつまでも健康でいられるまちを目指します 基本目標2 在宅で生活し続けられるまちを目指します 基本目標3 地域で支え合えるまちを目指します 基本目標4 要介護・認知症の人と家族にやさしいまちを目指します 基本目標5 地域共生社会の実現を目指します III 進捗管理	第3章 具体的な取り組み I 施策体系 II 具体的施策 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;">             「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や第8期ゆめプランの実施状況等を踏まえて、今後検討           </div> III 進捗管理
第4章 介護保険制度の具体的な取り組み I 介護保険サービスの運営 II 第5期介護給付適正化計画 III 介護保険事業の費用推計 IV 保険料基準額	第4章 介護保険制度の具体的な取り組み I 介護保険サービスの運営 II 第6期介護給付適正化計画 III 介護保険事業の費用推計 IV 保険料基準額